

健 増 第 636－ 1 号
令和 8 年 3 月 19 日

各関係機関の長 殿

鹿児島県保健福祉部
健 康 増 進 課 長

令和 8 年度在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業における
補助対象者の拡大について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業について令和 8 年 3 月 13 日付け健生発 0313 第 1 号（厚生労働省医政局長通知）により事業の実施要綱の一部改正がありました。

つきましては、令和 8 年 2 月 25 日付け健増第 592－ 1 号の通知の一部を改正し、下記のとおり補助対象者を拡大いたしますので、活用を希望する在宅医療実施医療機関等におかれましては、必要書類の御提出をお願いいたします。

記

改正前

2 事業概要

(1) 補助対象者

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している病院及び診療所

改正後

2 事業概要

(1) 補助対象者

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している病院及び診療所, 指定訪問看護事業者, 薬局

< 提出・問合せ先 >

健康増進課疾病対策係

担 当：上室，瀬戸

電 話：099-286-2714

F A X：099-286-5556

E-mail：yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

各関係医療機関の長 殿

鹿児島県保健福祉部
健康増進課 長

令和 8 年度在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業補助金の募集
について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから格別の御協力をいただき
厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金について、下記のとおり募集いたしますので、活用を希望する
医療機関におかれましては、必要書類の御提出をお願いいたします。

記

- 1 補助対象事業
鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱
別表に規定する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- 2 事業の概要
 - (1) 補助対象者
訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している病院及び診療所
 - (2) 補助対象経費
停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費
 - (3) 補助率
2 分の 1 以内（補助上限額 1 台当たり 106,000 円）（国 1/2, 医療機関 1/2）
- 3 提出書類
 - (1) 申請書（設備整備事業概要）様式 1－19
 - (2) 対象となる購入物品の見積書
- 4 提出期限
令和 8 年 4 月 6 日（月）必着
- 5 提出方法
電子メール
- 6 その他
 - ・ 県及び国の交付要綱（別添）を参照し、要件に該当するか御確認ください。
 - ・ 活用希望がない場合は、回答不要です。
 - ・ 県において応募状況を踏まえて国との予算調整等を行うため、申請書（設備整備事業概要）等の提出をもって補助が確約されるものではありませんので御了承ください。
 - ・ 令和 9 年 3 月 31 日までに事業の実施が完了可能な医療機関を対象とします
ので、実施期間には十分に御留意ください。
 - ・ 県からの補助金交付決定前に簡易自家発電装置等を購入した場合、補助対
象となりませんので、御留意ください。
 - ・ 標記事業は、令和 8 年度当初予算の成立を前提としています。
- 7 ホームページ掲載先
ホーム〉健康・福祉〉医療〉難病・特定疾患〉在宅人工呼吸器使用者非常用電
源整備事業の募集について
【URL】<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/hizyouyoudengen.html>

<提出・問合せ先>

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

健康増進課疾病対策係

担 当：上室，瀬戸

電 話：099-286-2714

F A X：099-286-5556

E-mail：yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

別添

医政発 0213 第 10 号
平成 31 年 2 月 13 日
医政発 0415 第 4 号
令和 3 年 4 月 15 日
一部改正
医政発 0313 第 1 号
令和 8 年 3 月 13 日
一部改正

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所、及び指定訪問看護事業者（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）、又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき許可を受けた薬局（以下「在宅医療実施医療機関等」という。）とする。

3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整

備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、在宅医療実施医療機関等が患者に簡易自家発電装置等を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう在宅医療実施医療機関等側から患者側に十分説明を行うこと。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 国の補助

国は、在宅医療実施医療機関等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(別紙) 新旧対照表

改正後	改正前
別紙 医政発 0213 第 10 号 平成 31 年 2 月 13 日 医政発 0415 第 4 号 令和 3 年 4 月 15 日 一部改正 <u>医政発 0313 第 1 号</u> <u>令和 8 年 3 月 13 日</u> 一部改正 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱 1 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法 <u>(昭和 23 年法律第 205 号)</u> 第 7 条 <u>第 1 項</u>の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、同 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所、<u>及び指定訪問看護</u>	別紙 医政発 0213 第 10 号 平成 31 年 2 月 13 日 医政発 0415 第 4 号 令和 3 年 4 月 15 日 一部改正 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱 1 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法第 7 条の規定に基づき許可 を受けた病院及び診療所、<u>又は</u>同法第 8 条の規定に基づき届 出をした診療所（以下、「医療機関」という。）とする。

事業者（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）、又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき許可を受けた薬局（以下、「在宅医療実施医療機関等」という。）とする。

3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している在宅医療実施医療機関等が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、在宅医療実施医療機関等が患者に簡易自家発電装置等を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう在宅医療実施医療機関等側から患者側に十分説明を行うこと。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事

3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、医療機関が患者に簡易自家発電装置等を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう医療機関側から患者側に十分説明を行うこと。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該

業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 国の補助

国は、在宅医療実施医療機関等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 国の補助

国は、医療機関がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

停電時に在宅患者に貸し出す簡易自家発電機やポータブル蓄電池等の整備費用を助成します

県では、**医療機関**、**指定訪問看護事業者**、**薬局(※1)**が、在宅患者への貸出のため、簡易自家発電機やポータブル蓄電池等を整備する費用の一部を補助します。

○ 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている**医療機関**、**指定訪問看護事業者**、**薬局**が、長期の停電時に患者に貸し出せる簡易自家発電機等を整備するために必要な経費の一部を補助する。

○ 補助対象経費

ガソリン・ガス等で駆動される簡易自家発電機、人工呼吸器の予備バッテリー、ポータブル蓄電池の購入費

○ 補助率等

補助率 2分の1以内

補助上限額 1台当たり106,000円



※1 **医療機関**：医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所

指定訪問看護事業者：健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る）

薬局：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づき許可を受けた薬局

○ 申請方法

県ホームページに掲載している補助金交付要綱等を参照した上で、以下の必要書類をメールで提出してください。

<申請に必要な提出書類>

1 申請書（設備整備事業概要）【様式1-19】

※県ホームページからダウンロード

2 対象となる購入物品の見積書

○ 提出期限

令和8年4月6日（月）まで

○ 申請書類提出先・問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部健康増進課疾病対策係

・所在地 〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

・メール yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

・電話 099-286-2714

県ホームページ

非常用電源整備事業 で検索

※ 注意事項

- ・令和9年3月31日までに事業の実施が完了可能な医療機関等（※1を参照）を対象とします。
- ・県からの補助金交付決定前に購入した場合は、補助対象になりません。
- ・応募状況によっては、補助金が減額されることがあります。
- ・この事業は、令和8年度当初予算の成立を前提としています。